

2020年5月27日

足利ガス株式会社

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う

### ガス料金および電気料金の特別措置の追加対応について

当社は、3月25日に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金および電気料金の特別措置について公表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、下記のとおり、支払い猶予の対象月を拡大します。

#### 記

#### 1. 適用の対象

当社とガスまたは電気の供給を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により

- ①生活福祉資金貸付制度※1の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたお客様
- ②持続化給付金※2の給付を受けた法人および個人事業主

#### 2. 特別措置の内容

##### ①ガス料金

2020年5月分※3（5月検針分）、6月分（6月検針分）、7月分ガス料金（7月検針分）の支払期限日※4をそれぞれ1か月延長します。

##### ②電気料金

2020年4月分※3、5月分、6月分電気料金の支払期限日※5をそれぞれ1か月延長します。

#### 3. 特別措置の申込方法

特別措置をご希望されるお客様は、下記の連絡先までお申し出ください。

なお、お申し出に際しては、貸付制度適用および持続化給付金申請の証明を確認させていただく場合がございます。

#### 【 お申し出連絡先 】

担 当 （都市ガス）営業部お客様サービス課・（プロパン）プロパン部業務課  
電話番号 0284 - 41 - 7191  
受付時間 8：30 から 17：30（日曜・祝日除く）

※1 各都道府県社会福祉協議会が行う、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方に向けた緊急小口資金等の特例貸付制度

※2 政府が行う、感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とする事業全般に広く使える給付金

※3 支払期限日が2020年6月25日以降のものに限る。

※4 当該月のガスの検針日の翌日から起算して50日目

※5 当該月の電気の検針日の翌月のガスの検針日の翌日から起算して50日目

以 上